

●香川県告示第215号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成26年5月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県番町地下駐車場、 香川県玉藻町駐車場、 香川県立ミュージアム 駐車場、栗林公園北門 前駐車場及び栗林公園 東門駐車場の使用料（ 回数券により利用する 場合の使用料に限る。） の収納事務	香川県庁消費生 活協同組合	高松市番 町4丁目 1番10号	平成26年4 月1日	香川県番町地下駐車場 使用料（回数券により 利用する場合の使用料 に限る。）の収納事務	香川県庁消費生 活協同組合	高松市番 町4丁目 1番10号	平成6年4 月1日
略				略			
香川県立ミュージアム 駐車場、栗林公園北門 前駐車場及び栗林公園 東門駐車場の使用料（ 回数券により利用する 場合の使用料に限る。） の収納事務	西日本ビル管理 株式会社	高松市東 ハゼ町5 番地6	平成26年4 月1日	香川県立ミュージアム 駐車場、栗林公園北門 前駐車場及び栗林公園 東門駐車場の使用料（ 回数券により利用する 場合の使用料に限る。） の収納事務	ことでんサービ ス・アマノマネ ジメントサービ ス共同企業体	高松市常 磐町1丁 目3番地 1	平成21年4 月1日
略				略			
香川県番町地下駐車場 及び香川県玉藻町駐車 場の使用料の収納事務	西日本ビル管理 株式会社	高松市東 ハゼ町5 番地6	平成26年4 月1日	香川県番町地下駐車場 及び香川県玉藻町駐車 場の使用料の収納事務	ことでんサービ ス・アマノマネ ジメントサービ ス共同企業体	高松市常 磐町1丁 目3番地 1	平成21年4 月1日
略				略			